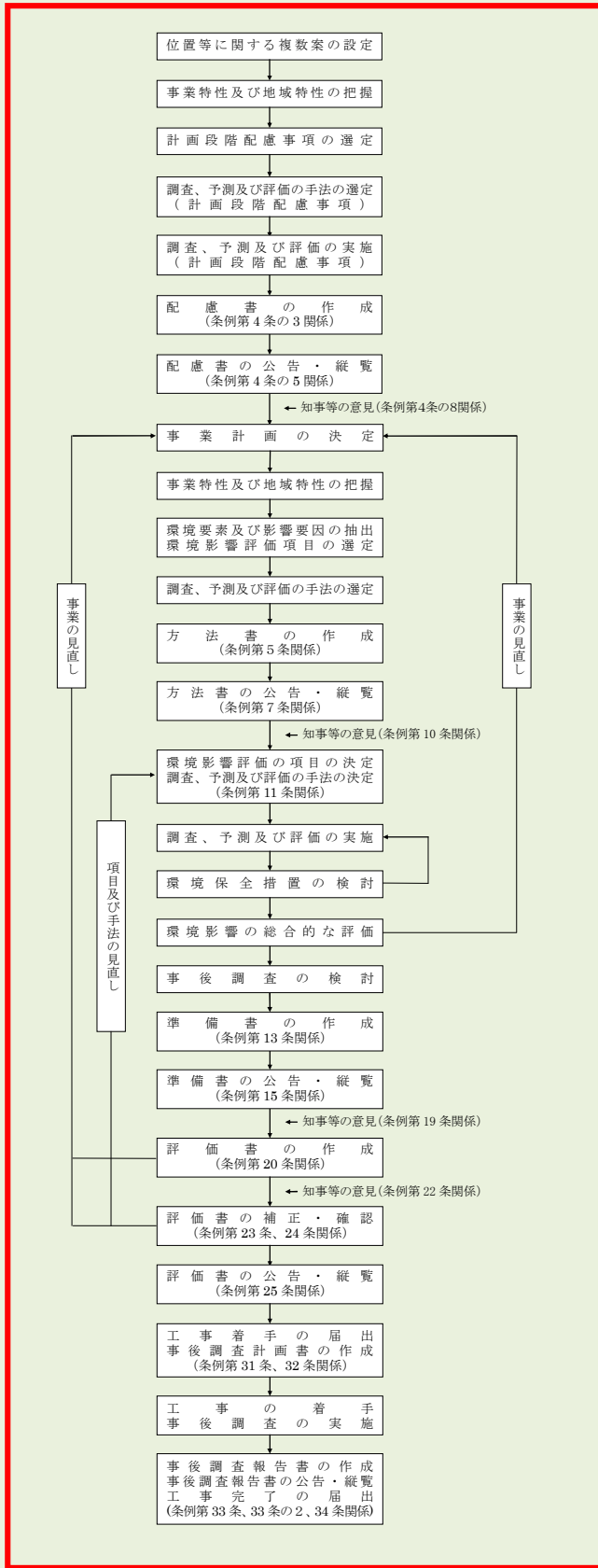


改正後（案）	改正前														
<p>○鳥取県環境影響評価技術指針</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月●日 鳥取県告示第●号</p> <p>鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県環境影響評価技術指針を策定したので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県環境影響評価技術指針</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 趣旨</p> <p>1 この技術指針は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、事業者の行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、環境の特性等を考慮して定めるものである。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通する環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項を一般的に定めたものであり、対象事業の内容及び地域の環境の状況等を考慮して必要な項目及び手法等を選択するとともに、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>なお、この技術指針と同等以上の環境影響評価及び事後調査の方法がある場合には、その方法により環境影響評価及び事後調査を行うことができる。</p> <p>3 この技術指針で使用する用語は、この技術指針で定めるもののほか、条例及び鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成10年12月鳥取県条例第24号）で使用する用語の例による。</p>	<p>○鳥取県環境影響評価技術指針</p> <p style="text-align: right;">平成11年8月6日 鳥取県告示第512号</p> <p>鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県環境影響評価技術指針を策定したので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県環境影響評価技術指針</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 趣旨</p> <p>1 この技術指針は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、一般的に必要と認められる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）並びに事後調査を適切に行うための手順及び手法を定めるものである。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通する事項を定めたものであり、事業者がこの技術指針に基づいて環境影響評価及び事後調査を行うに当たっては、環境影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を考慮して必要な項目及び手法を選択するとともに、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>なお、この技術指針と同等以上の環境影響評価及び事後調査の方法がある場合には、その方法により環境影響評価及び事後調査を行うことができる。</p> <p>第2 環境影響評価の項目</p> <p>環境影響評価の項目は、対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）ごとに、その影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目とする。</p> <p>1 環境要素</p> <p>環境要素の区分は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="818 1787 1471 2067"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">環境要素の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">環境の自然的構成要素の良好な状態の保持</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">大気環境</td> <td>大気質</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> </tr> <tr> <td>振動</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">水環境</td> <td>水質</td> </tr> <tr> <td>底質</td> </tr> <tr> <td>地下水</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	騒音	振動	悪臭		水環境	水質	底質	地下水
環境要素の区分															
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質													
		騒音													
		振動													
		悪臭													
	水環境	水質													
		底質													
		地下水													

		土壌環境・その他環境	地形・地質
			地盤
			土壌
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	
		動物	
		生態系	
	人と自然との豊かな触れ合い	景観	
		触れ合い活動の場	
	環境への負荷	廃棄物等	
		温室効果ガス	
<p>2 影響要因</p> <p>環境要因の区分は、工事の実施の段階における行為、供用（工事が完了した後の土地又は工作物において行うことが予定される事業活動その他の人の活動をいう。）の段階における行為及び存在（工事が完了した後の土地又は工作物の存在をいう。）とする。</p>			

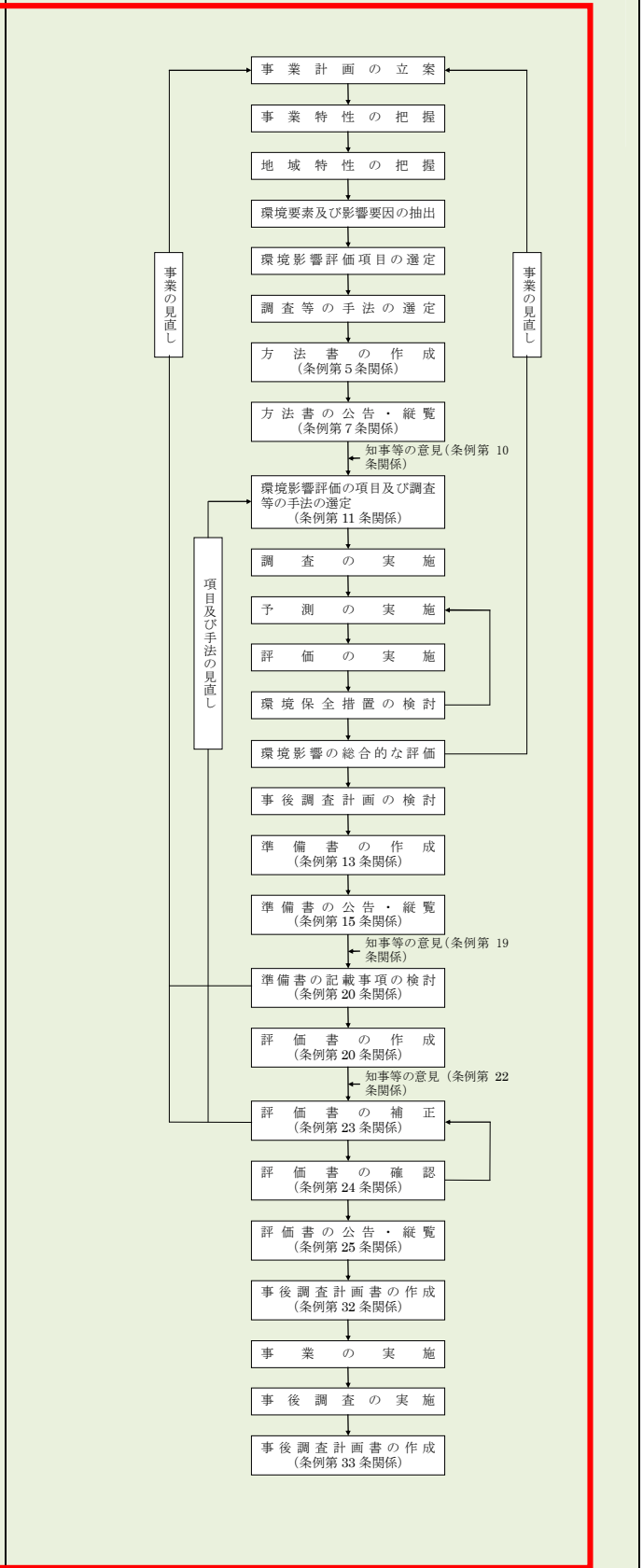
第2 環境影響評価及び事後調査に係る手順の概要

環境影響評価及び事後調査に係る手順の概要は、次の図のとおりとする。



第2章 環境影響評価及び事後調査に係る手順

環境影響評価及び事後調査に係る手順の概要は、次の図のとおりとする。



## 第2章 環境影響評価及び事後調査の内容

### 第1 対象事業に係る計画立案段階において決定する事項

条例第4条の2において、技術指針で定めることとされている、計画の立案の段階において決定する事項は、「対象事業実施区域の位置」、「対象事業の規模」又は「対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置」に関する事項とする。

### 第2 計画段階配慮事項に係る検討

条例第4条の2の規定により、技術指針で定めるとされている計画段階配慮事項についての検討は、以下1から4までに定める内容とする。

#### 1 位置等に関する複数案の設定

(1) 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、「対象事業実施区域の位置」、「対象事業の規模」又は「対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置」に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとする。

なお、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(2) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、「対象事業実施区域の位置」又は「対象事業の規模」に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとする。

なお、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために「対象事業に係る建造物等の構造及び配置」が重要となる場合があることに留意するものとする。

(3) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により事業の目的が達成できる場合など、「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」を含めた検討を行うことが合理的であると認められるときには、この案を含めるよう努めるものとする。

なお、これらの案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

#### 【説明】

位置等に関する複数案に関しては、「位置・規模」の複数案を設定することの方が、重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きいと考えられることから、「配置・構造」の複数案よりも優先されるべきである。

ただし、案件によっては「配置・構造」の複数案が非常に重要となる場合があるため、「位置・規模」の複数案を設定すれば「配置・構造」の複数案を考慮しなくてもよいというわけではない。

なお、事業を行わない案（ゼロ・オプション）については、他の施策との組合せにより設定しうる場合等、現実的である場合には、複数案に含めることが望ましい。

2 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握

計画段階配慮事項についての検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下本項から第3までにおいて「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下本項から第3までにおいて「地域特性」という。）に関し、これらの検討を行うのに必要と認められる範囲内で、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業実施区域の位置及び面積又は延長
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業に係る建造物等の構造又は配置
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業に係る工事計画の概要
- キ その他対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

- ア 地域特性に関する情報は、次に掲げる表に従って把握するものとする。

区分	項目
自然的状況	(1) 気象、大気質、騒音、振動、低周波音その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	(4) 地形及び地質の状況
	(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
	(6) 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況
	(7) 文化財等の状況
社会的状況	(1) 人口及び産業の状況
	(2) 土地利用の状況
	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
	(4) 交通の状況
	(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
	(6) 下水道の整備の状況
	(7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
	(8) その他対象事業に関し必要な事項

- イ 地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献

等の資料により把握するとともに、これらの情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。

また、これらの資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

### 3 計画段階配慮事項の選定

(1) 計画段階配慮事項を選定するに当たっては、2の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が、環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討するものとする。

なお、この検討は、環境要素のうち、影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に対して行うものとする。

(2) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて、以下のア及びイに掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置等、影響要因の態様を踏まえて適切に区分し、これらの区分された影響要因ごとに検討するものとする。

ア 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）

イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）

(3) (2)の規定による検討は、次の表に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して、適切に区分し、これらの区分された環境要素ごとに行うものとする。

環境要素の区分

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質
		騒音（周波数が20～100Hzの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20Hz以下の音をいう。）
		振動
		悪臭
		その他、大気環境に係る環境要素
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）
		水底の底質
		地下水の水質及び水位
		その他、水環境に係る環境要素
	土壌環境・その他環境	地形及び地質
		地盤
		土壌
		日照障害
電波障害		
	その他の環境要素	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	
	動物	
	生態系	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	
	触れ合い活動の場	
	文化財	
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。）	
	温室効果ガス（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。）	

(4) (1)の規定による計画段階配慮事項は、必要に応じ専門家その他の環境に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。

なお、専門家等の助言を受けた場合には、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(5) (1)の規定により計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、(1)の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）の選定理由を明らかにできるよう整理するものとする。

#### 4 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定

##### (1) 手法の選定に係る基本的方針(計画段階配慮事項)

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、対象事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、(2)から(4)に定めるところにより選定するものとする。

##### ア 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定事項

「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成8年鳥取県条例第19号)(以下「環境基本条例」という。)第4条第1項第1号に掲げる事項(「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」)の確保を基本として、汚染物質の濃度等の指標により測られる「環境要素の汚染」又は「環境要素の状態の変化(構成要素そのものの量的な変化を含む。)」の程度及び広がり、人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するものとする。

##### イ 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される環境要素に係る選定事項

環境基本条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項(「森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること」、「野生生物の種の保存及び多様な生態系の保護が図られること」)の確保を基本として、次に掲げる方針を踏まえるものとする。

##### (ア) 「植物」及び「動物」に区分される環境要素に係る選定事項

陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況、動物の集団繁殖地等、注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

##### (イ) 「生態系」に区分される環境要素に係る選定事項

以下のような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

##### a. 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び



自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境

b. 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境

c. 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境

d. 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

ウ 「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される環境要素に係る選定事項

環境基本条例第4条第1項第4号及び第5号に掲げる事項（「人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること」、「地域の優れた景観が保持され、及び形成されること」）の確保を基本として、次に掲げる方針を踏まえるものとする。

(ア) 「景観」に区分される環境要素に係る選定事項

主要な眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(イ) 「触れ合い活動の場」に区分される環境要素に係る選定事項

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(ウ) 「文化財」に区分される環境要素に係る選定事項

地域の歴史的文化的特性を踏まえ、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

エ 「環境への負荷」に区分される環境要素に係る選定事項

環境基本条例第4条第1項第6号及び第7号に掲げる事項（「資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正処理が促進されること」、「地球環境保全への取組が推進され

<p>ること)の確保を基本として、温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握するものとする。</p>	
<p><b>【説明】</b></p> <p>計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の考え方は、ほぼ全ての選定事項について、事業実施段階の環境影響評価の項目の選定の考え方と概ね共通している。</p> <p>ただし、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される環境要素に係る選定事項のうち、生態系に関しては、事業実施段階の考え方（地域の生態系への影響のおそれを網羅的に把握）とは異なり、重要な自然環境のまとまりを「場」として把握し、これらに対する影響の程度（改変・分断の程度等）を把握することを目的としている。</p> <p>これは、計画段階配慮は重大な環境影響の回避・低減を図るために行うものであり、原則として既存資料により重大な環境影響のおそれを予測・評価できる、簡便な手法を選定しているためである。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(2) 調査手法の選定（計画段階配慮事項）</p> <p>ア 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、(1)で定めるところによるほか、次の(ア)から(ウ)に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを選定するものとする。</p> <p>この場合において、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。</p> <p>(ア) 調査すべき情報</p> <p>選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象等の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p> <p>(イ) 調査の基本的な手法</p> <p>国又は対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下、本項から第3までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。</p>	

ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査等の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(ウ) 調査の対象とする地域（以下本項から第3までにおいて「調査地域」という。）

対象事業の実施により、「選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域」又は「土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域」等、調査に適切な範囲であると認められる地域

イ ア（イ）に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、それらの法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

ウ アの規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない手法を選定するよう留意するものとする。

エ アの規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査によって得られた情報が記載されていた文献名等、情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。

ただし、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること等希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

### (3) 予測手法の選定（計画段階配慮事項）

ア 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の（ア）及び（イ）に定める予測の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

この場合において、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

#### （ア） 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握

する手法

(イ) 予測の対象とする地域（以下本項において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

イ ア（ア）に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

ウ アの規定により予測の手法を選定するにあつては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件等の子測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理するものとする。

エ アの規定により予測の手法を選定するにあつては、対象事業において新規の手法を用いる場合等、環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、その不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

**【説 明】**

計画段階配慮では、事業計画の熟度が低く、定量的な予測が困難な場合や予測の不確実性が高くなる場合等が想定される。

このため、原則として比較的簡易な手法により計画段階配慮事項に係る予測及び評価を行うため、事業計画の熟度によらない「評価指標の例」と「予測手法」とを下表に示す。

環境要素の区分	評価指標の例	予測手法の例	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査等されるべき環境要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大気環境</li> <li>・大気質</li> <li>・騒音及び超低周波音</li> <li>・振動</li> <li>・悪臭</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>環境等の現況（土地利用状況、汚染物質の濃度・音・振動等の状況、環境基準達成状況等）</p> <p>影響を受けるおそれのある対象の状況（数、量、範囲、事業実施想定区域からの距離等）又は影響の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料より、事業実施想定区域周辺の土地利用、用途地域、類型指定状況等を把握する方法</li> <li>・既存資料より、事業実施想定区域周辺の現況濃度及び音・振動・地盤等の状況や、環境基準等の達成状況を把握する方法</li> <li>・既存資料より、影響を受けるおそれのある対象（学校、病院、住居系用途地域等）の状況又は特に影響を受けるおそれのある対象までの距離等を把握する方法</li> <li>・理論式（大気拡散式や騒音・振動の予測式、水質の予測モデル等）により、影響を受けるおそれのある対象の位置における汚染物質の濃度、音、振動等を予測する方法</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水環境</li> <li>・水質</li> <li>・底質</li> <li>・地下水の水質及び水位</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>汚染物質の排出量及びそれに係る活動量、音・振動等の発生強度及びそれに係る活動量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、汚染物質の排出や音・振動等の発生に関係する項目の活動量（発電量、交通量、面積・出荷額、排水量等）を把握する方法</li> <li>・事業計画に基づき、上記活動量と排出原単位を用いて汚染物質排出量を把握する方法</li> <li>・既存資料により、発生する音・振動等の発生強度を把握する方法</li> <li>・類似事例を選定し、その場所において調査を実施し、影響の程度を把握する方法</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土壌環境・その他の環境</li> <li>・地形・地質</li> <li>・地盤</li> <li>・土壌</li> <li>・日照障害</li> <li>・電波障害</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>事業実施想定区域及びその周辺における重要な地形及び地質・土壌、軟弱地盤・汚染土壌の有無又は改変の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料より抽出した重要な地形及び地質・土壌、軟弱地盤・汚染土壌等と事業実施想定区域との重ね合わせにより、改変の有無及び程度（事業実施想定区域から離れている場合はその距離等）を把握する方法</li> <li>・対象事業の位置・規模・配置から、重要な地形及び地質・土壌の変化の程度を定性的に把握する方法</li> <li>・数値計算により、砂浜の汀線の変化等の程度を定量的に把握する方法</li> <li>・事業計画及び既存資料より、地盤の安定性を変化させる地形改変の量又は汚染土壌の発生量等を把握する方法</li> </ul>
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査等されるべき環境要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物</li> <li>・動物</li> <li>・生態系</li> </ul>	<p>事業実施想定区域及びその周辺における貴重な動植物及び生態系に対する影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、重要な種や自然環境のままとりの場等の分布状況と事業実施想定区域との重ね合わせにより、直接改変の程度を把握する方法</li> <li>・環境条件が連鎖的に変化する状況（騒音による動物への影響や、構造物等の出現に伴う水の流れの変化といった間接的影響によって生じる重大な影響）を定性的に予測する方法</li> </ul>
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査等されるべき環境要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観</li> <li>・触れ合い活動の場</li> <li>・文化財</li> </ul>	<p>影響を受けるおそれがある重要な景観・眺望点からの眺望、人と自然との触れ合い活動の場、文化財等の有無や改変の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料より抽出した重要な景観・眺望点からの眺望・人と自然との触れ合い活動の場、文化財等と事業実施想定区域との重ね合わせにより、改変の有無及び程度（事業実施想定区域から離れている場合はその距離等）を把握する方法</li> <li>・フォトモンタージュ・CG等の合成画像を用いて影響の程度を把握する方法</li> </ul>
環境への負荷の量の程度により調査等されるべき環境要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等</li> <li>・温室効果ガス</li> </ul>	<p>廃棄物又は温室効果ガスの排出量、廃棄物の再資源化量・率、温室効果ガスの抑制策による抑制の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、原単位法・類似事例を用いて廃棄物又は温室効果ガスの排出量、森林吸収の減少量を把握する方法</li> <li>・事業計画や既存事例により、排出量に各種リサイクル率を乗じて再資源化量を把握する方法</li> <li>・事業計画に基づき、温室効果ガスの抑制策から、エネルギーの使用量を抑制する方法を想定し、温室効果ガスの抑制の程度を定性的に把握する方法</li> </ul>

(4) 評価手法の選定（計画段階配慮事項）

計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 第2 1 (1)の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、比較すること。

イ 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

ウ 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、これらの基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、その環境要素に係る環境基準が定められているものについては、環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

エ 対象事業を実施しようとする者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合は、この措置の内容を明らかにできるようにすること。

【説明】

計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たって、重大な環境影響の要素について複数案間で差異がなく、その他の環境要素で複数案間に際立った差異がある等の場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても比較整理を行うものとする。

なお、単一案設定時には、「重大な環境影響が回避、低減されているか」についての評価を行うことが必要であるが、複数案設定時にも、重大な環境影響の回避、低減の観点から複数案の比較検討を行うものとする。

(5) 手法選定に当たっての留意事項（計画段階配慮事項）

項)

ア 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

なお、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

イ 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合、その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及び計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

ウ 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

### 第3 配慮書の作成

#### 1 配慮書の記載事項

##### (1) 対象事業の内容

配慮書に条例第4条の3第2号に掲げる「対象事業の内容」を記載するに当たっては、第2-2で把握した事業特性に関する情報を記載するものとする。

##### (2) 背景、経緯及び必要性の明示

(1)に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

##### (3) 事業実施想定区域及びその周辺の概況の記載内容

配慮書に条例第4条の3第3号に掲げる「事業実施想定区域及びその周辺の概況」を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（資料の出典を含む。）を第2-2(2)の「地域特性に関する情報」の表に掲げる事項の区分に応じて、記載するものとする。

##### (4) 事業実施想定区域等の図示

配慮書に「事業実施想定区域」及び「(3)の規定により把握した結果」を記載するに当たっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

##### (5) 選定理由等の明示

配慮書に条例第4条の3第4号に掲げる「計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまと



めたもの」を記載するに当たっては、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合はその理由）

イ 位置等に関する複数案の設定にあたり、「対象事業を実施しないこととする案」を設定した経緯及びその内容（設定しない場合はその理由）

ウ 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項及び調査、予測及び評価の手法の選定理由  
なお、計画段階配慮事項並びに計画段階配慮の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときには、その内容及び専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(6) 計画段階配慮事項の結果とりまとめに併記する事項

配慮書に条例第4条の3第4号イに掲げる「計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」を記載するに当たっては、次のアからエに掲げる事項の概要を併せて記載するものとする。

ア 第2-4(2)エの規定によって明らかにできるようにするものとされた、調査によって得られた情報が記載されていた文献名等、情報の出自等。

イ 第2-4(3)ウの規定によって明らかにできるようにするものとされた、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件等の予測に関する事項について、それぞれその内容及び妥当性と予測の結果との関係。

ウ 第2-4(3)エの規定によって明らかにできるようにするものとされた、対象事業において新規の予測手法を用いる場合等、環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、その不確実性の内容。

エ 第2-4(4)エの規定によって明らかにできるようにすることに留意するものとされた、対象事業を実施しようとする者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合には、この措置の内容。

(7) 併合した手続の明示

条例第35条の規定により二以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあっては、配慮書においてその旨を明らかにするものとする。



## 2 環境影響を受ける範囲と認められる地域

条例第4条の4に規定する「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

### 第4 方法書の作成

#### 1 方法書の記載事項

##### (1) 対象事業の内容

方法書に条例第5条第2号に掲げる「対象事業の内容」を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 対象事業の種類

イ 対象事業実施区域の位置及び面積又は延長

ウ 対象事業の規模

エ 対象事業に係る建造物等の構造及び配置

オ 対象事業の概要

カ 対象事業に係る工事計画の概要

キ アからカに掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの。

##### (2) 背景、経緯及び必要性の明示

方法書に「(1)に掲げる事項」を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

##### (3) 対象事業実施区域及びその周辺の概況の記載内容

方法書に条例第5条第3号に掲げる「対象事業実施区域及びその周囲の概況」を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(資料の出典を含む。)を第2-2(2)の表に掲げる事項(地域特性に関する情報)の区分に応じて記載するものとする。

##### (4) 対象事業実施区域等の図示

方法書に「対象事業実施区域」及び「(3)の規定により把握した結果」を記載するに当たっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

##### (5) 選定理由等の明示

方法書に条例第5条第7号に掲げる「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)」を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び

### 第2 環境影響評価方法書の作成に係る手順

#### 1 事業計画の立案

対象事業の計画の立案に当たっては、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年10月鳥取県条例第19号)、鳥取県環境基本計画等の環境に関する法令、指針等に十分配慮するものとする。

評価の手法を選定した理由を明らかにするものとする。

この場合において、これらの環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときには、その内容及び専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

#### (6) 対象事業実施区域等の決定過程における検討の経緯等

条例第5条第8号の規則で定める事項として、規則第3条の8第2号で定める「事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」を記載するにあたっては、次のアからウに掲げる事項を含むものとする。

ア 位置等に関する複数案の設定の経緯及びその概要（設定しない場合はその理由）

イ 位置等に関する複数案の設定にあたり、「対象事業を実施しないこととする案」を設定した経緯及びその概要（設定しない場合はその理由）

ウ 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合において、これらの複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容

#### (7) 併合した手続の明示

条例第35条の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その旨を明らかにするものとする。

## 2 環境影響を受ける範囲と認められる地域

条例第6条に規定する「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

## 第5 環境影響評価の項目等の選定

対象事業に係る条例第11条の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、以下に定めるところによる。

### 1 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握

環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を

選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、この選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、これらの選定を行うに必要と認める範囲内で次に掲げる情報を把握するものとする。

なお、これらの情報の把握にあたっては、必要に応じて計画段階配慮事項についての検討後に追加的に収集した情報が含まれるようにするものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業実施区域の位置及び面積又は延長
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業に係る建造物等の構造及び配置
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業に係る工事計画の概要
- キ その他参考となる事項

(2) 地域特性に関する情報

- ア 地域特性に関する情報は、第2 2 (2)に掲げる表に従って把握するものとする。

イ 地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献等の資料により把握するとともに、これらの情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。

また、これらの資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じて、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

(3) 事業特性の把握に当たっての留意事項

(1) に掲げる情報を把握するに当たっては、対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

2 事業特性の把握

事業特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の規模
- ウ 対象事業実施区域の位置
- エ 対象事業の内容
- オ 対象事業に係る工事計画の概要
- カ その他参考となる事項

3 地域特性の把握

対象事業の事業特性を勘案し、次の表から必要な項目を選定し、次の(1)及び(2)に定めるところにより、地域特性に関する情報を把握するものとする。

(1) 地域特性の把握の範囲は、対象事業の実施に伴う環境影響を受けるおそれのある範囲として、対象事業実施区域及びこの周辺の地域について適切に定めるものとする。

(2) 地域特性の把握は、入手可能な最新の文献その他の資料に基づき把握するものとし、これらの出典が明らかにされるよう整理するものとする。

また、必要に応じて関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者の助言を受け、又は現地の状況を確認するものとする。

区分	項目
地域の自然的状況に係る項目	(1) 地形・地質の状況
	(2) 河川、湖沼、海域の状況
	(3) 気象の状況
	(4) 植物の状況
	(5) 動物の状況
	(6) 生態系の状況
	(7) 景観の状況
	(8) 触れ合い活動の場の状況
	(9) 大気質・水質等の状況
	(10) その他
地域の社会的・文化的状況に係る項目	(1) 行政区画の状況
	(2) 集落の状況
	(3) 人口の状況

<p>2 環境影響評価の項目の選定</p> <p>(1) 対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う影響要因が、その影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。</p> <p>この場合において、別表1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、これらの一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について、同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、1の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて選定するものとする。</p> <p>(2) (1)の規定により環境影響評価の項目を選定するに当たっては、事業特性に応じて、以下のアからウに掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置等、影響要因の態様を踏まえて適切に区分し、これらの区分された影響要因ごとに検討するものとする。</p> <p>ア 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。）</p> <p>イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。別表1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）</p> <p>(3) (2)の規定による検討は、第2 3 (1)の表</p>	<table border="1"> <tr><td>(4) 土地利用の状況</td></tr> <tr><td>(5) 水域利用の状況</td></tr> <tr><td>(6) 産業の状況</td></tr> <tr><td>(7) 交通の状況</td></tr> <tr><td>(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画</td></tr> <tr><td>(9) 環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況</td></tr> <tr><td>(10) その他</td></tr> <tr><td>環境関係法律等に係る項目</td></tr> <tr><td>(1) 環境基準の類型指定の状況</td></tr> <tr><td>(2) 公害防止に係る規制地域の状況</td></tr> <tr><td>(3) 自然環境の保全に係る地域の状況</td></tr> <tr><td>(4) 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況</td></tr> <tr><td>(5) 鳥獣保護区の指定状況</td></tr> <tr><td>(6) その他</td></tr> </table>	(4) 土地利用の状況	(5) 水域利用の状況	(6) 産業の状況	(7) 交通の状況	(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画	(9) 環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況	(10) その他	環境関係法律等に係る項目	(1) 環境基準の類型指定の状況	(2) 公害防止に係る規制地域の状況	(3) 自然環境の保全に係る地域の状況	(4) 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況	(5) 鳥獣保護区の指定状況	(6) その他
	(4) 土地利用の状況														
	(5) 水域利用の状況														
	(6) 産業の状況														
	(7) 交通の状況														
	(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画														
	(9) 環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況														
	(10) その他														
	環境関係法律等に係る項目														
	(1) 環境基準の類型指定の状況														
	(2) 公害防止に係る規制地域の状況														
	(3) 自然環境の保全に係る地域の状況														
	(4) 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況														
	(5) 鳥獣保護区の指定状況														
	(6) その他														
<p>4 環境要素及び影響要因の抽出</p> <p>(1) 環境要素の抽出</p> <p>環境要素の各区分ごとに、法令による規制・達成すべき目標の有無、受けるおそれのある影響の重大性等を考慮して、細区分を適切に定めるものとする。</p> <p>なお、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ環境要素を追加し、又は削除するものとする。</p> <p>(2) 影響要因の抽出</p> <p>影響要因の各区分ごとに、細区分として環境影響を及ぼすおそれのある要因を、適切に定めるものとする。</p>															

<p>(環境要素の区分)に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、これらの区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>(4) (1)の規定により環境影響評価の項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。</p> <p>なお、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>(5) (1)の規定により環境影響評価の項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、(1)の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の選定理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>(6) (1)の規定により項目を選定するに当たっては、次のア、イのいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。</p> <p>ア 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における参考項目</p> <p>イ 対象事業実施区域又はその周辺に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における参考項目</p> <p>(7) 環境影響評価の手法を選定する過程、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。</p>	
<p><b>【説明】</b></p> <p>一般的な地域において事業を行う際の、環境影響評価を行う参考項目を別表1に示す。</p> <p>環境影響評価を行う項目は、環境影響評価を行う者が、事業ごとに事業特性及び地域特性を勘案して、適宜選定するものとする。</p> <p>なお、項目の選定にあたっては、計画の立案の段階以降の事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容に関する情報、また、必要に応じ、事業特性並びに事業実施区域及びその周辺の地域特性に関して、計画段階配慮事項についての検討後に追加的に収集した情報についても整理するものとする。</p>	<p><b>【説明】</b></p> <p>一般的な地域において事業を行う際の、標準的な環境影響評価を行う項目を別表1に示す。</p> <p>環境影響評価を行う項目は、環境影響評価を行う者が、事業ごとに事業特性及び地域特性を勘案して、適宜選定するものとする。</p>

### 3 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定

#### (1) 手法の選定に係る基本的方針（環境影響評価の項目）

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに(2)及び(6)に定めるところにより選定するものとする。

なお、調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

#### ア 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される環境要素に係る選定項目

環境基本条例第4条第1項第1号に掲げる事項（「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」）の確保を基本として、汚染物質の濃度等の指標により測られる「環境要素の汚染」又は「環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）」の程度及び広がり、人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するものとする。

#### イ 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される環境要素に係る選定項目

環境基本条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（「森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること」、「野生生物の種の保存及び多様な生態系の保護が図られること」）の確保を基本として、次に掲げる方針を踏まえるものとする。

#### (ア) 「植物」及び「動物」に区分される環境要素に係る選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況、動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

#### (イ) 「生態系」に区分される環境要素に係る選定項目

地域を特徴づける生態系に関し、(ア)の調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上

### 5 環境影響評価の項目の選定

#### (1) 環境影響評価の項目の選定は、影響要因の細区分ごとに影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「選定項目」という。）を明らかにすることにより行うものとする。

この場合においては、次に掲げる方針により選定を行うものとする。

#### ア 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第1号に掲げる事項の確保を基本として、環境要素に係る汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染の程度及び広がり並びに環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握することを目的として選定する。

#### イ 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の確保を基本として、次に掲げる方針により選定する。

#### (ア) 「植物」及び「動物」に含まれる選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況、動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況並びにこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

#### (イ) 「生態系」に含まれる選定項目

生態系に関し、(ア)の調査を通じて概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を



位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係、生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

ウ 「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される環境要素に係る選定項目

環境基本条例第4条第1項第4号及び第5号に掲げる事項（「人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること」、「地域の優れた景観が保持され、及び形成されること」）の確保を基本として、次に掲げる方針を踏まえるものとする。

(ア) 「景観」に区分される環境要素に係る選定項目

眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

(イ) 「触れ合い活動の場」に区分される環境要素に係る選定項目

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況並びにこれらに対する影響の程度を把握するものとする。

(ウ) 「文化財」に区分される環境要素に係る選定項目

地域の歴史的文化的特性を踏まえ、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

エ 「環境への負荷」に区分される環境要素に係る選定項目

環境基本条例第4条第1項第6号及び第7号に掲げる事項（「資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正処理が促進されること」、「地球環境保全への取組が推進されること」）の確保を基本として、温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握するものとする。

指標するという特殊性の視点から注目される生物種を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係、生息・生育環境の状態及びこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

ウ 「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の確保を基本として、次に掲げる方針により選定する。

(ア) 「景観」に含まれる選定項目

眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況並びにこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

(イ) 「触れ合い活動の場」に含まれる選定項目

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態並びにこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

エ 「環境への負荷」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第6号及び第7号に掲げる事項の確保を基本として、廃棄物の発生量、温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することを目的として選定する。

(2) 環境影響評価の項目の選定に当たっては、影響要因の細区分が、選定項目に及ぼす影響のおそれについて、客観的かつ科学的に判断するものとする。

## (2) 参考手法

ア 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに第3章に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、1の規定により整理した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

イ アの規定により手法を選定するに当たっては、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ、参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

（ア）参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

（イ）対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

（ウ）類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

（エ）参考項目に関する予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

ウ アの規定により手法を選定するに当たっては、次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

（ア）事業特性により、参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

（イ）対象事業実施区域又はその周辺に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のa. からc. に規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼす

この場合においては、事業特性及び地域特性を勘案するとともに、必要に応じ専門家その他の環境に関する知見を有する者の助言を受けるものとする。

(3) 環境影響評価の項目の選定を行ったときは、当該項目の選定結果を一覧できるように整理するため、別表に示す環境要素と影響要因とを両軸としたマトリックスを作成し、選定した項目については選定した理由を、選定しなかった項目については選定しなかった理由を明らかにするものとする。

## 6 調査等の手法の選定

調査等の手法の選定は、選定した環境影響評価の項目ごとに、第3章に示した標準的な手法（以下「標準的手法」という。）を参考にして、客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

この場合においては、必要に応じ、標準的手法より簡略化された手法を選定し、又は標準的手法より詳細な手法を選定することができるものとする。

なお、調査等の手法を選定した場合は、次に掲げる項目ごとにその理由を明らかにするものとする。

ア 標準的手法により環境影響評価を行う項目

イ 標準的手法よりさらに詳細に環境影響評価を行う項目

ウ 標準的手法を簡略化して環境影響評価を行う項目



おそれがあるものであること。

- a. 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
- b. 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
- c. 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

### (3) 調査手法の選定（環境影響評価の項目）

ア 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、(2) 参考手法で定めるところによるほか、次の(ア)から(オ)に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

なお、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。

#### (ア) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象等の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用等の社会的状況に関する情報

#### (イ) 調査の基本的な手法

国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

#### (ウ) 調査の対象とする地域（以下本項から第6

## 第2 環境影響評価準備書の作成に係る手順

### 1 環境影響評価の項目及び調査等の手法の選定

(1) 方法書に対する知事の意見を勘案するとともに、方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、必要に応じて対象事業の内容について検討を行ったうえ、方法書について見直しを行い、選定項目を選定するとともに、当該項目に係る調査等の手法を選定するものとする。

(2) 環境影響評価の実施中において、環境影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて選定項目及び選定された調査等の手法を見直し、又は調査等を追加して行うものとする。

### 2 調査等の実施

(1) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の現状に関する情報並びに調査の対象となる地域（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、既存の資料の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

#### ア 調査すべき情報の種類及び調査方法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査の方法を選定するものとする。

#### イ 調査地域

調査地域については、調査対象となる情報の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺地域を設定する。

までにおいて「調査地域」という。)

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域、土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域等、調査に適切な範囲であると認められる地域

(エ) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(本項及び第3章において「調査地点」という。)

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点等、調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査に係る期間、時期又は時間帯(本項及び第3章において「調査期間等」という。)

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

イ ア(イ)に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

ウ アの規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない方法を選定するよう留意するものとする。

エ アの規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査によって得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時等について、情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理するものとする。

ただし、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理するようにすること希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

オ ア(オ)に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要

ウ 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、調査地域の気象、水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期を設定するものとする。

この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保するものとする。

エ 環境への影響の少ない方法の選定

調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない方法を選定するものとする。

オ 調査によって得られる情報の整理の方法

調査によって得られる情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時等について、当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理するものとする。

また、既存の長期間の観測結果を存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを対照するものとする。

なお、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行うものとする。

に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。

カ アの規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、これらの観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(4) 予測手法の選定（環境影響評価の項目）

ア 環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、3（2）（参考手法）に定めるところによるほか、次の（ア）から（エ）に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを、その選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(ア) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

(イ) 予測の対象とする地域（以下本項及び第3章において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

(ウ) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下第3章において「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点等、予測に適切かつ効果的な地点

(エ) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下第3章において「予測対象時期等」という。）

供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期等、予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

イ ア（ア）に規定する予測の基本的な手法について

(2) 予測は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事の実施及び供用のそれぞれの段階における環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法により、定量的に把握することを基本とするものとする。ただし、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握するものとする。

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 予測方法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、具体的な予測の方法を選定するものとする。

イ 予測地域

予測の対象となる地域（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、選定項目ごとの調査地域の中から適切に設定するものとする。

ウ 予測の地点

予測地域内における予測の地点は、選定項目の特性、環境要素の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、予測地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、環境要素への影響を的確に把握できる地点等を設定するものとする。

エ 予測の対象となる時期

予測の対象となる時期は、事業特性及び地域の気象、水象等の特性、社会的状況等を十分勘案し、供用時の定常状態及び工事の実施による影響が最大になる時期について、選定項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期を設定するものとする。

また、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象と

は、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

ウ アの規定により予測の手法を選定するに当たつては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

エ アの規定により予測の手法を選定するに当たつては、対象事業において新規の手法を用いる場合等、環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、その不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

なお、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

オ ア（エ）に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、ア（エ）に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。

カ アの規定により予測の手法を選定するに当たつては、対象事業以外の事業活動等、地域の環境を変化させる要因によりもたらされる地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適当な場合においては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測を行うものとする。

この場合において、地域の将来の環境の状況は、関係地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に

なる期間内で大きく変化する場合には、必要に応じて中間的な時期での予測を行うものとする。

#### カ 予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるように整理するものとする。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であつて、将来の環境の状況の推定に当たって当該環境保全措置等の効果を見込むときは、当該措置等の内容を明らかにできるように整理するものとする。

#### キ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理するものとする。

#### オ 将来の環境の状況の設定のあり方

予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合においては、現在の環境の状況とする。）を勘案して行うものとし、将来の環境の状況は、関係地方公共団体等が有する情報を収集して設定するものとする。

関する施策の効果を見込むときは、その施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(5) 評価手法の選定（環境影響評価の項目）

環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、アからウに掲げる事項に留意するものとする。

ア 調査及び予測の結果（環境保全措置の検討を行った場合はその結果を含む。）を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。

この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

イ 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、これらの基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、その環境要素に係る環境基準が定められているものについては、環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

ウ その他

事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合には、その措置の内容を明らかにできるようにするものとする。

(6) 手法選定に当たっての留意事項（環境影響評価の項目）

ア 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下本項において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

なお、専門家等の助言を受けた場合には、その

(3) 評価は、調査及び予測の結果（環境保全措置の検討の結果を含む。）を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて見解を明らかにするものとする。

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 環境影響の回避・低減に係る検討

建造物の構造・配置のあり方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて検討するものとする。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討するものとする。

ウ その他

評価に当たって事業者以外の者が行う環境保全措置等の効果を見込む場合は、当該措置等の内容を明らかにできるように整理するものとする。



内容及び専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

イ 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。

ウ 手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

## 第6 環境影響評価の実施等

条例第12条の規定による環境影響評価は、以下に定める内容に従って行うものとする。

### 1 調査、予測及び評価の実施

環境影響評価を行うに当たっては、選定項目ごとに、第5-3に定めるところにより適切な手法を選定し、調査、予測及び評価を実施するものとする。

### 2 環境保全措置

#### (1) 環境保全措置の検討

ア 環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、「事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、又は低減すること」、「必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること」及び「当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めること」を目的として環境保全措置を検討するものとする。

イ 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うものとする。

#### 3 環境保全措置の検討

環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として、次に定めるところにより検討するものとする。

(1) 環境保全措置は、事業者により実行可能な範囲内において検討するものとする。

(2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとする。ただし、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を講ずることができるものとする。

(3) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、種類、内容等を検討するものとする。

(4) 環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにするものとする。

(2) 検討結果の検証

(1) アの規定による環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているかどうかの検討等の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(3) 検討結果の整理

ア (1) アの規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次の(ア)から(カ)に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(ア) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

(イ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

(ウ) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

(エ) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

(オ) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

(カ) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

イ (1) アの規定による環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

ウ 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、これらの位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

ア 環境保全措置の効果及び不確実性の程度

イ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響

エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他環境保全措置の実施の方法

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにするものとする。

る。

### 3 環境影響の総合的な評価

選定項目ごとの調査、予測及び評価の結果を一覧できるように取りまとめること等により、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について留意しながら、これらの結果に基づいて、対象事業が環境に与える影響を総合的な見地から評価するものとする。

### 4 事後調査

(1) 次のアからエのいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地及び工作物の供用開始後において、事後調査を行うものとする。

ア 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

イ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

ウ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において、環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

エ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

(2) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次のアからエに掲げる事項に留意するものとする。

ア 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じた適切な項目を選定すること。

イ 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じた適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

ウ 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

エ 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

(3) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次のアからケに掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。

ア 事後調査を行うこととした理由

イ 事後調査の項目及び手法

ウ 事後調査の調査地域、調査期間及び調査頻度

エ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しい

### 4 環境影響の総合的な評価

選定項目ごとの調査等の結果を一覧できるように取りまとめること等により、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響についての検討が行われるよう留意しながら、選定項目ごとの調査等の結果に基づいて対象事業が環境に与える影響を総合的な見地から評価するものとする。

### 5 事後調査計画の検討

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき、その他対象事業による環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに行うものとする。

この場合においては、次に定めるところにより、事後調査の項目及び手法、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果の公表方法等を明らかにするものとする。

(1) 事後調査の項目及び手法については、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能ないように設定するものとする。

(2) 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法を選定し、採用するものとする。

(3) 他の者が行う環境モニタリング等を活用する場合、対象事業に係る施設等が他の者に引き継がれることが明らかである場合等においては、その者との協力の方法について明らかにするものとする。



<p>ことが明らかになった場合の対応の方針</p> <p>オ 事後調査報告書の作成並びに知事及び関係市町村長への送付の時期</p> <p>カ 事後調査報告書についての公告、縦覧及び公表の時期及び方法</p> <p>キ 関係地方公共団体その他の事業者以外の者（以下本項において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における関係地方公共団体等との協力又は関係地方公共団体等への要請の方法及び内容</p> <p>ク 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、実施主体の氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに実施主体との協力又は実施主体への要請の方法及び内容</p> <p>ケ アからクに掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>(4) 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等の方法により、客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。</p> <p>(5) 条例第33条第1項の規定に基づく事後調査報告書の作成並びに知事及び関係市町村長への送付の時期、条例第33条第2項の規定に基づく事後調査報告書についての公告、縦覧及び公表の時期及び方法は、いずれも原則として評価書に記載した時期及び方法とする。</p> <p>この場合において、これらの時期は、次のア及びイに掲げる時期とするとともに、必要に応じてウ及びエに掲げる時期を追加するよう努めることとする。</p> <p>ア 対象事業に係る工事が完了した時点</p> <p>イ 対象事業に係る事後調査が全て完了した時点</p> <p>ウ 対象事業に係る工事の実施中</p> <p>エ 対象事業に係る工事完了後から事後調査が全て完了するまでの間</p> <p>第7 準備書の作成</p> <p>条例第13条に掲げる準備書の作成は、以下に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 対象事業の内容</p> <p>準備書に条例第5条第2号に掲げる「対象事業の内容」を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>ア 対象事業の種類</p> <p>イ 対象事業実施区域の位置及び面積又は延長</p>	<p>6 環境影響評価準備書の作成</p> <p>(1) 関係地域については、事業実施区域及び環境影響評価の結果において既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を記載するものとする。</p> <p>(2) 準備書に記載する選定項目及び選定項目に係る調査等の手法について、方法書の記載に変更があるときは、方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにするものとする。</p>
--	---

- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業に係る建造物等の構造及び配置
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業に係る工事計画の概要
- キ アからカに掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの。

## 2 背景、経緯及び必要性の明示

1に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

## 3 対象事業実施区域及びその周辺の概況の記載内容

準備書に条例第5条第3号に掲げる「対象事業実施区域及びその周辺の概況」を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料及び第5-1(2)の規定による地域特性に関する情報の聴取又は確認により把握した結果（資料の出典を含む。）を第2-2の表（地域特性に関する情報の区分及び項目）に掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。

## 4 対象事業実施区域等の図示

準備書に対象事業実施区域及び3の規定により把握した結果を記載するに当たっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

## 5 選定理由等の明示

準備書に条例第13条第5号に掲げる「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにするものとする。

この場合において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときには、その内容及び専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

## 6 環境影響評価の結果とりまとめに併記する事項

準備書に条例第13条第6号イに掲げる「調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）」を記載するに当たっては、以下の(1)から(7)に掲げる事項の概要を併せて記載するものとする。

- (1) 第5-3(3)エの規定によって明らかにできる

ようにするものとされた、調査によって得られる情報が記載されていた文献名、これらの情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時等について、当該情報の出自及びその妥当性。

(2) 第5 3 (3) カの規定によって比較できるようにするものとされた、長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果。

(3) 第5 3 (4) ウの規定によって明らかにできるようにするものとされた、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等の予測に関する事項について、それぞれその内容及び妥当性と予測の結果との関係。

(4) 第5 3 (4) エの規定によって明らかにできるようにするものとされた、対象事業において新規の予測手法を用いる場合等、環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、その不確実性の内容。

(5) 第5 3 (4) カの規定によって明らかにできるように整理するものとされた、対象事業以外の事業活動等、地域の環境を変化させる要因によりもたらされる地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適当な場合においては、現在の環境の状況）。また、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、その施策の内容。

(6) 第5 3 (5) アの規定によって明らかにできるようにすることに留意するものとされた、評価に係る根拠及び検討の経緯。

(7) 第5 3 (5) ウの規定によって明らかにできるようにすることに留意するものとされた、事業者以外の者が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、その措置の内容。

#### 7 環境保全措置に関連する事項の明示

準備書に条例第13条第6号ウに掲げる「環境保全措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）」を記載するに当たっては、以下の(1)から(4)に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 第6 2 (1)の規定による「環境保全措置の検討の状況」

(2) 第6 2 (2)の規定による「環境保全措置の検

討結果の検証の結果」

(3) 第6 2 (3) アに掲げる「環境保全措置の検討結果の整理事項」

(4) 第6 2 (3) イの規定による「各検討段階における環境保全措置の具体的な内容」

#### 8 事後調査に関連する事項の明示

準備書に条例第13条第7号に掲げる「事後調査の内容」を記載するに当たっては、第6 4 (3)の規定により明らかにされた、次の(1)から(9)に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事後調査を行うこととした理由

(2) 事後調査の項目及び手法

(3) 調査地域、調査期間及び調査頻度

(4) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

(5) 事後調査報告書の作成並びに知事及び関係市町村長への送付の時期

(6) 事後調査報告書についての公告、縦覧及び公表の時期及び方法

(7) 関係地方公共団体等が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における関係地方公共団体等との協力又は関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

(8) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、実施主体の氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに実施主体との協力又は実施主体への要請の方法及び内容

(9) (1)から(8)に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

#### 9 環境影響の総合的な評価に関連する事項の明示

準備書に条例第13条第6号エに掲げる「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」を記載するに当たっては、以下に掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめて記載するものとする。

(1) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（条例第13条第6号イに掲げる事項）

(2) 環境の保全のための措置（条例第13条第6号ウに掲げる事項）

(3) 事後調査の内容（条例第13条第7号に掲げる事項）

#### 10 計画立案段階における検討の経緯等の明示

条例第13条第9号の規則で定める事項として、規則第3条の10第2項で定める計画立案段階において決定する事項の決定に至る過程における検討の経緯及びその内容を

記載するにあたっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容  
(設定しない場合はその理由)
- (2) 位置等に関する複数案の設定にあたり、「対象事業を実施しないこととする案」を設定した経緯及びその内容  
(設定しない場合はその理由)
- (3) 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項及び調査、予測及び評価の手法の選定理由
- (4) 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容

#### 11 併合した手続の明示

条例第35条の規定により二以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあつては、当該準備書において、その旨を明らかにするものとする。

### 第8 評価書の作成

条例第20条第2項に掲げる評価書の作成に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 1 第7の「準備書の作成」に係る規定は、条例第20条第2項及び第3項の規定により事業者が対象事業に係る評価書を作成する場合について準用する。
- 2 条例第20条第2項及び第3項の規定により対象事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

### 第9 評価書の補正

条例第23条第1項第2号及び第2項の規定により対象事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

### 第10 事後調査計画書及び報告書の作成

#### 1 事後調査計画書の作成

条例第32条の規定により作成する事後調査計画書に条例第32条第2号に掲げる「事後調査の項目及び手法」を記載するに当たっては、次のアからケに掲げる事項を含むものとする。

- ア 事後調査を行うこととした理由
- イ 事後調査の項目及び手法
- ウ 事後調査の調査地域、調査期間及び調査頻度
- エ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

### 第3 環境影響評価書の作成に係る手順

- 1 条例第20条第1項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、第2に規定する手順に準じて環境影響評価書を作成するものとする。

この場合においては、準備書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにするものとする。

- 2 1に掲げる場合を除くほか、評価書の記載事項について、準備書の記載に変更があるときは、準備書の記載事項と対比するなどにより変更部分を明らかにするものとする。

### 第4 事後調査に係る手順

#### 1 事後調査計画書の作成

事後調査を行う場合においては、次の内容について取りまとめた事後調査計画書を作成するものとする。

- ア 事後調査を行うこととした理由
- イ 事後調査の項目及び手法
- ウ 調査地域
- エ 調査期間及び調査頻度
- オ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいこと

<p>オ 事後調査報告書の作成並びに知事及び関係市町村長への送付の時期</p> <p>カ 事後調査報告書についての公告、縦覧及び公表の時期及び方法</p> <p>キ 関係地方公共団体等が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における関係地方公共団体等との協力又は関係地方公共団体等への要請の方法及び内容</p> <p>ク 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び実施主体との協力又は実施主体への要請の方法及び内容</p> <p>ケ アからクに掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>2 事後調査報告書の作成</p> <p>    条例第33条第1項に掲げる事後調査報告書の作成は、以下に定めるところにより行うものとする。</p> <p>    (1) 事後調査報告書の作成時期等</p> <p>        条例第33条第1項の規定に基づく「事後調査報告書の作成並びに知事及び関係市町村長への送付の時期」、条例第33条の2の規定に基づく「事後調査報告書についての公告、縦覧及び公表の時期及び方法」は、いずれも原則として評価書に記載した時期及び方法とする。</p> <p>        この場合において、これらの時期は、次のア及びイに掲げる時期とするとともに、必要に応じてウ及びエに掲げる時期を追加するよう努めることとする。</p> <p>        なお、工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。</p> <p>        ア 対象事業に係る工事が完了した時点</p> <p>        イ 対象事業に係る事後調査が全て完了した時点</p> <p>        ウ 対象事業に係る工事の実施中</p> <p>        エ 対象事業に係る工事完了後から事後調査が全て完了するまでの間</p> <p>    (2) 事後調査報告書の記載事項等</p> <p>        ア 条例第25条の公告を行った事業者は、事後調査報告書に条例第33条第1項第2号に掲げる「事後調査の項目及び手法」及び条例第33条第1項第3号に掲げる「事後調査の結果の概要及び環境影響の総合的な評価」を記載するに当たっては、次の(ア)から(オ)に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>            (ア) 事後調査の項目及び手法並びに事後調査の結果及び環境影響の総合的な評価</p> <p>            (イ) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度</p> <p>            (ウ) (ア)の措置により判明した環境の状況に応</p>	<p>が明らかになった場合の対応の方針</p> <p>カ 事後調査の結果の報告の時期</p> <p>キ 事後調査の結果を公表する場合にあっては、その時期及び方法</p> <p>ク 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び当該実施主体との協力の方法</p> <p>2 事後調査報告書の作成</p> <p>(1) 事後調査報告書には、事後調査の結果及び環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針に基づき講じた措置の内容を記載するものとする。</p> <p>        この場合において、講じた措置の内容には、当該措置を講ずるに至った検討の経過を含めて記載するものとする。</p> <p>(2) 事後調査の結果、新たに環境保全措置を講ずることとした場合又は環境保全措置の内容を変更することとした場合は、当該環境保全措置の効果及び当該効果の不確実性の程度並びに当該効果を把握するための調査の手法についても検討を行うものとする。</p>
--	--

じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

(エ) 専門家の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種類を含めるものとする。）

(オ) 事後調査報告書の作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果の公表の方法（1で作成した「事後調査計画書」から追加又は変更する場合に限る。この場合において、1に掲げる各事項を含むものとする。）

(カ) (ア) から (オ) に掲げるもののほか、事後調査の報告に関し必要な事項

イ 条例第25条の公告を行った事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、事業主体との協力又はこの事業主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。



別表1 環境影響評価の項目の選定の例 (1/2)

			影響要因の区分															
			道路	ダム	堰	設湖	放水路	鉄道、軌道	飛行場	発電所(水力)	発電所(火力)	発電所(地熱)	発電所(風力)					
環境要素の区分			細区分															
環境要素の区分			細区分															
			工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用		
評価されるべき環境要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び	大気環境	大気質	窒素酸化物															
			硫黄酸化物															
			浮遊粒子状物質		○													
			粉じん等	○		○		○		○		○		○		○		○
			硫化水素															○
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		低周波音		○													○	
		振動	振動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	悪臭	悪臭																
	水環境	水質	水の濁り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水の汚れ		○													
			富栄養化				○	○	○					○	○			
			溶存酸素量				○	○	○					○				
			水素イオン濃度			○								○				
		水温			○								○	○				
		底質	水底の泥土					○										
			有害物質											○				○
		地下水の水質及び水位	地下水の水質							○								
			地下水の水位					○	○									
	その他	流向及び流速												○				
		温泉														○		
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	重要な地形及び地質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		地盤	地盤変動														○	
			地下水の水位の低下による地盤沈下								○							
土壌																		
日照障害	日照障害		○													○		
電波障害	電波障害		○													○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な種及び群落	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		侵略的な外来種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		侵略的な外来種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		触れ合い活動の場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	文化財	文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○		○		○		○		○		○		○			
		産業廃棄物													○	○	○	
	温室効果ガス	二酸化炭素												○				



環境影響評価の項目の選定の例 (2/2)

環境要素の区分		影響要因の区分		廃棄物焼却施設	し尿処理施設	最終処分場	埋立・干拓	業	土地区画整理事	流通業務団地	宅地造成	ゴルフ場・ス	その他のレ	土石採取	工場・事業所			
		細区分																
環境要素の区分		細区分		工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用			
評価されるべき環境要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○	○	○	○					○	○	○	○		
			硫黄酸化物		○		○	○						○			○	
			浮遊粒子状物質		○		○	○						○			○	
			粉じん等	○		○		○	○		○		○		○		○	
			硫化水素			○												
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	
		低周波音																
		振動	振動	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	
		悪臭	悪臭		○		○		○									
		水環境	水質	水の濁り	○		○	○	○		○		○		○		○	○
	水の汚れ				○		○		○				○				○	
	富栄養化						○						○				○	
	溶存酸素量																	
	水素イオン濃度																	
	底質		水底の泥土															
			有害物質						○									
			地下水の水質及び水位	地下水の水質					○	○								
			地下水の水位	地下水の水位					○	○								
			その他	流向及び流速														
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	重要な地形及び地質		○		○	○		○		○		○		○		
地盤		地盤変動																
		地下水の水位の低下による地盤沈下																
土壌																		
日照障害		日照障害		○			○		○		○				○			
電波障害	電波障害		○			○		○		○				○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な種及び群落	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		侵略的な外来種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		侵略的な外来種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		主要な人と自然との触れ合い活動の場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	文化財	文化財		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		埋蔵文化財包蔵地		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○		○		○		○		○		○		○			
		産業廃棄物	○		○										○			
	温室効果ガス	二酸化炭素	○				○								○			